

足利直義裁許状の再検討 (二)

岩 元 修 一

A Reconsideration on the Ashikaga Tadayoshi's Saikyojo

Shuichi IWAMOTO

4

ここでは、一覧の70を検討しよう。これは、美濃国遠山庄手向郷地頭職をめぐる訴人長井仁源代頼持と論人遠山覚心孫子景房代心光の相論に関するものである。この相論についてはすでに山家浩樹氏が仁政方に注目しつつ引付(内談)方とも関連させて検討されている^①。まず、簡単に相論の経過をみておこう。

訴人長井側の主張によると、右の所職は、祖父時秀が文永九(一二七二)年三月十三日拝領し相伝していた。論人遠山側の主張によると、右の所職は景廉以来相伝知行していたが、文永年中収公され、返付を求めも実現せず、「元弘収公地」となってしまったというから、訴人長井側は、「元弘の動乱期、幕府方として戦った時期が少なくとも存在し、そのために右の所職を新政府によって収公されたものとみられる。後に訴人側は、「重ねて手向郷を召し放たるの条」と主張しているの、一回目の召放とはこの元弘収公地のことをさすものと考えられる。その後、訴人長井側は、建武四(一三三七)年五月二十二日、「如元可領掌」との内容の還補下文を得た。ところが、論人側の主張によると、遠山側は、「最前御方に馳せ参じ、抜群の忠を致」したため、「武家御吹挙」に預かり、元弘三(一一三三)年十月五日後醍醐天皇綸旨によって右の所職を「宛賜」わり、兵庫嶋において武家の「御下文」を得て知行に及んでいた。還補下文を得た訴人長井側は、論人遠山側を「押領」と(幕府へ)訴えたが、訴人長井側が還補下文を獲得していたため、論人遠山側は庭中に及び、暦応二(一三三九)年三月八日、右の所職

半分を、さらに同年十二月二十六日残りの半分を下文によって獲得した。先の還補下文とは直義の発給した下文、論人遠山側が獲得した「宛行」下文とは尊氏の発給した下文と山家氏は指摘されたが、従うべき見解だといえよう。

そこで、訴人長井側は次のような行動をとった。

④於仁政方可安堵之由、頼持棒申状之間、^①於内談有沙汰之刻、頼持亦於恩賞方為齋藤左衛門大夫利泰奉行、当郷以下本領相違事雖申子細、不道行之由、

就愁申、可糺明之旨、被仰内談、仍為雜賀民部大夫貞尚奉行、依尋下景房、棒陳状、召決両方於内談座之處、(前、後略) (一覧の70)

まず仁政方へ訴え、「内談」で沙汰があったが、恩賞方へも訴えている。山家氏は、仁政方が直義の管轄と指摘されたが、首肯されよう。注目したいのは、恩賞方へ訴えたところ、「糺明すべきの旨」を「内談」へ仰せられていることである。この「内談」(傍線②)は、山家氏の指摘のように引付内談方と考えられる^②。では、誰が「仰」の主体かと考えると、やはり尊氏ではないかと思う。尊氏には、「注進状」を「引付」に与奪するように命じた史料を他に確認できるからである^③。その結果、内談方(傍線③)で審理がなされ、結局論人側の勝訴となった。

以上の経過から明らかのように、ここでは直義の安堵下文と尊氏の恩賞充行下文が争点となっている。また、訴人側が、仁政方のみでなく恩賞方へも訴え、その結果、(おそらく)尊氏の仰せによって引付内談方での審理がなされ裁許に至っている。ここで検討したいのは、傍線①、②の「内談」の関係である。ここでは、両者が別々の場合と同じ場合について考えてみよう。問題となるのは、両者がどのような関係にあったか、つまり機構上、いわば縦の関係か、それとも横の関係

か、ということである。前述のようにこの場合、傍線②（そして③）の内談を引付内談とみる理解は動かないから、傍線①の内談を仁政方と引付内談方のどちらのものとするか、ということになる。まず、傍線①の内談を仁政方のものとみた場合を考えよう。だが、④の史料のみでは傍線①、②の内談の関係は決定できないと思う。これまで、引付（内談）方と仁政方の関係をいわば縦の関係と指摘されたのは、山家氏と家永遵嗣氏である。その根拠は少なくとも二つ示されている。一つは、室町幕府追加法^⑧六、七条の解釈である。この点についてはすでに前稿^⑨で検討を加え、いわば横の関係ではないかということなどについて私見を述べた。今一つは次の史料である。

〔5〕¹⁰所詮、於引付御沙汰者雖被仰何ヶ度、難事行之上者、被下彼奉行於仁政方被経嚴密御沙汰、（ここでは事書部分でなく本文から引用した。前、後略）これは、永和元（一二七五）年卯月日付東寺雜掌申状案の一節である。しかし、結論のみを述べれば、この〔5〕によっても、引付方と仁政方が上下関係にあったか、並列関係にあったか、二つの解釈の可能性が残り、どちらかを〔5〕のみによって断定するにはまだ根拠が不十分だと考えるのである。その点で、〔4〕と同じといえよう。

したがって、これまでに明らかにしている史料から考える限り、内談を経て評定へ上程されるというあり方を引付（内談）方、禅律方で確認できるのであるから、仁政方に仁政内談を確認できる以上、仁政方も引付（内談）方、禅律方と同じ位置に機構上あったと考えてよいのではないかと思う。

では、傍線①の内談を引付（内談）方のものとみた場合を考えてみよう。この場合、ともに引付内談であるから右に述べた問題を検討することができないことになる。また、直義の安堵下文を根拠とした訴えは、仁政方へ提訴されたが、引付内談へまわされ、その後訴人側の恩賞方への愁訴の結果、さらに引付内談方へ指示が出され審理が開始されたと理解することになり、そこから、例えばなぜ仁政方から引付内談へまわされたのか、といった問題が生じてくる。

直義安堵下文を根拠とした武士が、尊氏充行下文を得た武士と対立した場合、最初、仁政方へ提訴している点は、この提訴時期はいつか、この事例をどこまで一般化できるのか、といった点でなお検討の余地を残しているとはいえず、山家氏も注目されるように仁政方の性格を考える上で注意しておいてよいと思う。

5

小論の検討は、具体例の考証を中心としたものとなったが、一応次のような考へのもとに執筆したものである。

鎌倉後期から南北朝期にかけての社会の大きな激動の中で、政治を担った幕府、朝廷は、いわゆる政治改革、権力集中の方向でこの危機に対応していったとみなされてきている¹¹。小論は、鎌倉後期から南北朝期にかけての日本のいわゆる変革のありようを解明していく作業の一環をなすものであり、ここでは特に、当該期の政治勢力の中で最も大きな役割をはたしていた室町幕府の政務機構のありようを、直義裁許状にあらわれる諸問題を通して検討してみたのである。最後に、検討の結果を簡単にまとめ、若干の課題を述べて結びとしよう。

(1)直義裁許状を形式面で見ると、「仰」の文言がなく、書止文言は「下知如件」と「状如件」があり、これは、鎌倉時代の六波羅裁許状と形式面では同じである。(2)直義裁許状の対象地域は九州から東国まで及ぶが、現存裁許状によると約86%は九州をのぞく西国を対象としている。

(3)直義裁許状にみえる「闕所」は、何らかの形で幕府等により処分された後で問題が生じたため裁許に至ったものである。

(4)闕所に関して引付方の審理となった場合、引付方は闕所次第を尋ねており、引付方は直接闕所を管轄下においていなかったと思われる。

(5)幕府は、所領の預人が敵方となった場合、その所領が本所領であれば収公しないという判断を示していたが、貞和三（一二四七）年十二月、北朝の勅許を得て本所領職人であっても敵方となればその跡を収公するとの立法を幕府が行っていたという幕府奉行人の主張を確認した。ここに、幕府の対応に一定の変化を指摘しなければならぬ。政務の中心にいた直義が、この対応の変化と無関係であったとは考えられないだろう（この点、なお検討の余地を残すが）。

(6)少なくとも直義執政期の仁政方と引付（内談）方との関係については、これまでのところ決定的な史料がなく、現在知られている史料から判断する限り、仁政方と引付（内談）方は機構上いわば横の関係にあるものと考えておきたい。

以上である。直義裁許状についてもまだ検討すべき点は残されており、小論でふれた寄合方と政所の関係、あるいは幕府中央の裁許の前提ともなる各地域の在地秩序のありようなど課題は多いが、今後の検討を期して擲筆することにした。

(注)

(1)、山家氏「室町幕府訴訟機関の將軍親裁化」(『史学雑誌』九四―一二、一九八五年)四―五頁。

(2)、山家氏注(1)論文四頁。

(3)、(4)、注(1)に同じ。

(5)、建武四年九月二日付(『増補続史料大成 八坂神社記録四』三七六頁)。

これは正文ではなく署判部分も「御判」のみだが、守護仁木頼章に対して「状如件」の書止文言をもつ文書で指令している点からみて署判者は尊氏と考えた。

(6)、山家氏注(1)論文三―四頁。

(7)、家永氏「足利義詮における將軍親裁の基盤」(『中世の法と政治』吉川弘文館、一九九二年)一〇三、一一〇―一頁。

(8)、佐藤進一・池内義資両氏編『中世法制史料集二』(岩波書店、一九五七年)所収。

(9)、拙稿「南北朝期室町幕府の政務機構」(『九州史学』一〇九、一九九四年)。

(10)、東寺百合文書一―一〇。

(11)、拙稿注(9)論文参照。

(12)、この点、山家氏注(1)論文四頁参照。

(13)、山家氏と家永氏の間には違いがある。山家氏は、義詮期の仁政方について具体的に検討されていない(同氏注(1)論文)が、家永氏は義詮期の仁政方にも検討を加えられ(同氏注(7)論文一一―一頁等)、注(10)の史料等から仁政方と引付方の関係をいわば縦の関係と指摘されている(同前一一〇頁)。

(14)、例えば海津一朗氏「中世の国家権力と悪党」(『歴史学研究』六四六、一九九三年)。

(補注)

この拙稿では、史料⑧から①敦賀升米について、御前沙汰で「奉書」発給の決定がなされ、②実際に「奉書」が発給されたことなどを述べたが、②については「奉書」でなく「御教書」が発給されたと考えられる。この場合、「御教書」には「奉書」を含まない可能性が高い。しかし、史料⑧の記述をみると、「奉書」発給の決定自体を特別視しているようにはみえない。このことは、御前沙汰での「奉書」発給決定がこの時期特別なものではなかったことを示している

ように思う。したがって、右の①の史料の記述もなお検討の余地を残すが、当時の御前沙汰での「奉書」発給決定というあり方まで否定する必要はないと考えるのである。

〔付記〕

最後に、小論をなすにあたり注、一覧の備考に記したように多くの機関、関係の方々にお世話いただいた。また、本校図書館の方々には文献複写等でもいつもお世話いただいている。ここに記して謝意を表する次第である。

足利直義裁判状一覧

番号	年月日	署判	事書類型	訴人	論人	内容	出典
1	建武5・8・27 (1338)	源朝臣在判(奥上)	A	石清水八幡宮領 出雲国安田庄雑掌行宗(勝)	同庄北方地頭江戶孫次郎清重 同小三郎重長(負)	建武3年遷補卜号之神領 (安田庄)押領	石清水八幡宮記録
2	暦応元・9・11 (1338)	源朝臣(花押) (奥上)	A	熊谷小四郎直経(勝)	熊谷三郎左衛門尉直清子息直房 (負)	安芸国三入本庄半分地頭職 直清申給ノ不当ヲ訴エル	熊谷家文書
3	暦応2・2・7 (1339)	源朝臣(花押) (奥上)	B*	尾張国雑掌幸賢(和与)	円覚寺知事僧契智(和与)	尾張国篠木庄内野口石丸両 保	円覚寺文書
4	暦応2・8・27 (1339)	源朝臣判(奥上)	A	成田次郎左衛門尉基員(勝)	赤松次郎入道円心(負)	播磨国須富庄北方地頭職 円心ノ關所化ヲ訴エル	八坂神社文書下、 1882号
5	暦応2・12・9 (1339)	源朝臣(花押) (奥上)	A	東寺八幡宮領雑掌光信(勝)	公文広世仲貞、下司広綱等(負) (替ヲ充給ヘシ)	山城国久世上下庄去今兩年 年貢140石余	東寺文書射
6	暦応2・12・17 (1339)	左兵衛督源朝臣 (花押)(奥上)	A	祇園杜前執行助法眼顯詮(勝)	波々伯部又太郎信盛(負)	丹波国波々伯部保押領	南部晋氏所藏文書
7	暦応3・3・27 (1340)	源朝臣(花押) (奥上)	B	熊谷五郎次郎盛直(和与)	熊谷小四郎直経(和与)	安芸国三入本庄内田地1町 7反狩山巻所	熊谷家文書 (継目裏花押アリ)
8	暦応3・4・21 (1340)	源朝臣(花押) (奥上)	A	宝莊藏院領雑掌定祐(和与)	佐々木三郎兵衛尉氏頼(和与)	近江国三村庄年貢抑留	関西学院大学図書館所藏 東寺文書
9	暦応3・7・17 (1340)	源朝臣(花押) (奥上)	A*	丹後国河上本庄雑掌能有(勝)	上杉藏人入道性基(負)	河上本庄領家職濫妨	長福寺文書 (継目裏花押アリ)
10	暦応3・8・21 (1340)	源朝臣(花押) (奥上)	A	東寺八幡宮領雑掌光信(勝)	公文広世仲貞等(負)	山城国久世上下庄年貢	東寺文書射 (継目裏花押アリ)
11	暦応3・9・27 (1340)	源朝臣御判 (奥上)	A	東大寺雑掌(勝)	常在光院(負) (替ハ惣沢方ヘ与奪)	摂津国猪名庄長洲野路開発 關所注進ニツキ料所化	真福寺文書
12	暦応4・2・27 (1341)	源朝臣在判 (奥上)	A	大次察領雑掌善覚(勝)	摂津国御家人走井孫九郎(負)	摂津国中条六車御稻田供御 米5石余抑留	師守記 (暦応4・3・18条)
13	暦応4・3・17 (1341)	源朝臣(花押) (奥上)	B	佐々木四郎右衛門尉行綱女子匠心 阿(和与)	佐々木出羽五郎義信(和与)	近江国高島本庄内案主名并後 一条地頭職(元氣公地ヤ否ヲ尋問)	朽木文書 (継目裏花押アリ)
14	暦応4・4・21 (1341)	源朝臣(花押) (奥上)	A	熊谷小四郎直経(勝)	熊谷平三郎直遠(負)	安芸国三入本庄内上村へ直 遠(暦応2・10・3打入濫妨)	熊谷家文書 (継目裏花押アリ)
15	暦応4・5・11 (1341)	源朝臣御判 (奥上)	A	田部氏(勝)	田原貞広・懸樋景幸・永松道賢・ 曾弥崎道西等(負)	宇佐宮領豊後国田染庄内重 安・恒任・永正等名押領	宇佐到津文書
16	暦応4・7・11 (1341)	源朝臣(花押) (奥上)	A	紀伊国日來庄雑掌親家(勝)	小俣覚助、同幸一丸(負)	紀伊国日來庄濫妨 (本所領、収公シカタシ)	壬生文書
17	暦応4・8・21 (1341)	源朝臣(花押) (奥上)	A	仏名院領雑掌(勝)	武田彦次郎同子息彦太郎親幸等 (負)	摂津国野敏庄内相野村押領 狼藉	三宝院文書
18	暦応4・9・11 (1341)	源朝臣(花押) (奥上)	A	島津上総入道道繼代季能(勝)	田部助三郎、三池三郎藏人近房女 子中原氏(負)	河内国丹下郡西島地頭職 (属賦)	島津文書 (継目裏花押アリ)
19	暦応4・9・21 (1341)	源朝臣(花押) (奥上)	A	豊前六郎藏人貞広代覚日(勝) (田原)	戸次余三頼忠(負) (上洛シ本陣決ヲ取り請文ヲ進ム)	豊後国米糠郷内福成・吉久 名等、(下文ヲヌケリ)	豊後川瀬文書 (継目裏花押アリ)

20	曆心4・10・21 (1341)	左兵衛督源朝臣 御判 (奥上)	A	諏方円忠 (勝)	惠藤太郎職成以下 (負)	近江国赤野井村押領	臨川寺重書案文
21	曆心4・10・21 (1341)	左兵衛督源朝臣 御判 (奥上)	B	東寺雜掌祐実 (負)	幸熊丸代良俊 (勝)	若狭国太良庄恒枝保内田畑 3町余	東寺百合文書ヲ
22	曆心4・10・23 (1341)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	A	備後国浄土寺雜掌祐尊 (勝)	在庁常五郎左衛門尉経康 (負) (寄進停止ヲ求ム)	備後国金丸名 (論人ハ敵ト ナリ關所トシテ寄進)	浄土寺文書
23	曆心4・11・21 (1341)	左兵衛督源朝臣 御判 (奥上)	A	東寺雜掌光信 (勝)	曾我七郎左衛門尉時長 (負) (六)	周防国美和庄兼行方建武4 年以來未済分	東寺百合文書ヲ
24	曆心4・11・27 (1341)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	A	出雲国加賀庄雜掌有喜 (勝) (領家水無瀬二位家)	同庄内柏尾村地頭鹿園寺治部次郎 (負)	年貢抑留	水無瀬宮文書
25	曆心4・12・21 (1341)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	A	摂津国吉志庄雜掌完勝 (勝) (仁和寺南院領)	仁木右馬權助義長代官岩内法橋祐 寿 (負)	同庄内法師丸井柚木垣中押 妨	仁和寺文書
26	康永元・7・17 (1342)	左兵衛督源朝臣 御判 (奥上)	A	法花山寺住侶等 (両方承諾)	大光明寺僧賢律・天竜寺 (両方承 諾)	山城国物集女庄内貞守・友 清兩名并山野等	九条家文書 (継目裏花押アリ)
27	康永元・8・21 (1342)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	B	尾張国海東上庄<領家久我前太政 大臣家>雜掌定尋	松葉・新屋両郷地頭平賀肥前前司 忠時代行忍	下地井所務・地頭名年貢・ 殺害・苅田以下狼藉	久我家文書 (継目裏花押アリ)
28	康永元・12・21 (1342)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	B	近江国田根庄永吉・守恒名<領家 久我前太政大臣家>雜掌定尋	地頭尼法觀<佐々木備中前司入道 道宗後家>代秀職	年貢以下	久我家文書 (継目裏花押アリ)
29	康永2・10・22 (1343)	左兵衛督源朝臣 (花押) (日下)	C	神護寺雜掌尊隆 (勝)	安養院法印尊仲 (負) (及直訴)	丹波国吉富庄内志万郷并神 上村等	神護寺文書
30	康永3・閏2・21 (1344)	左兵衛督源朝臣 在御判 (奥上)	A*	最勝光院領遠江国村柳庄雜掌定祐 (勝)	同庄地頭高尾張守 (負) (不弁申)	寺用米抑留	東寺百合文書ヲ
31	康永3・7・7 (1344)	左兵衛督源朝臣 御判 (日下)	B	法隆寺学侶等 (勝)	山本三郎入道覚營 (負) (公文職ハ御家人領)	播磨国鷗庄西方公文職	斑鳩寺雜記
32	康永3・7・17 (1344)	左兵衛督源朝臣 (花押) (日下)	B	久我前太政大臣家御領近江国田根 庄永吉・守恒名雜掌定尋 (和与)	地頭佐々木備中前司入道道宗後家 尼法觀代教心 (和与)	年貢以下所務条々	久我家文書 (継目裏花押アリ)
33	康永3・8・7 (1344)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	A*	二位家法華堂領雜掌 (勝)	大井紀四郎高綱・寒河七郎・造田 新大夫・柞原探二郎等 (負)	讃岐国造田庄領家職押妨 (替ハ恩賞方ハ与奪)	普通寺文書
34	康永3・9・17 (1344)	(花押) (袖)	B	寺岡五郎兵衛入道経智 (勝)	林幸菊丸 (負)	備前国居都庄下方二分方地 頭職	大徳寺文書 (継目裏花押アリ)
35	康永3・11・17 (1344)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	A	長講堂領雜掌宗治 (勝)	一色入道道猷 (負)	筑前国志賀島	島田文書
36	康永3・11・19 (1344)	左兵衛督源朝臣 御判 (奥上)	A	臨川寺三合院雜掌行心 (和与)	伎村地頭源氏<伯者入道存孝> (和与)	美濃国高田郷内河井村年貢 以下	臨川寺重書案文
37	康永3・12・27 (1344)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	B	九条前関白家御領雜掌貞祐	地頭六戸上野四郎知連代賢心	常陸国小鶴南庄年貢	九条家文書
38	康永3・12・27 (1344)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	A	醍醐寺三宝院雜掌 (勝)	小笠原源藏人員長 (負)	伊勢国中須大隆寺 (勅裁地)	三院院文書 (継目裏花押アリ)
39	康永4・4・27 (1345)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	A	導勝寺法華堂領雜掌良成 (勝)	地頭安東千代一丸 (負)	美作国英多保河北年貢	東作誌

40	康永4・6・7 (1345)	左兵衛督源朝臣 御判 (奥上)	A	近衛前関白雑掌	地頭三浦和田三郎左衛門尉茂助	越後国奥山庄内中条年貢押留	中条家文書
41	康永4・6・17 (1345)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	A	榊林寺聖衆來迎院雑掌・道行 (勝)	中沢神四郎等 (負)	出雲国淀新庄地頭職濫妨 (尊氏寄進地)	二尊院文書
42	康永4・7・17 (1345)	(花押) (袖)	A	伊東安芸入道證觀 (勝)	細川陸奥守顯氏家人字佐見文三郎 (負) (替入恩賞沙汰へ)	讃岐国南条山西地頭職押領	伊東文書
43	康永4・9・27 (1345)	左兵衛督源朝臣 判 (奥上)	B	頓宮肥後弥三郎入道道意後家尼覺 円 (負)	八塔寺衆徒等代祐重 (勝)	備前国藤野保三分一内田島 山林等	備陽記
44	貞和元・11・17 (1345)	左兵衛督源朝臣 (花押影) (奥上)	A	若狭国雑掌頼賢 (勝)	地頭山西三郎次郎 (負)	三方郡山西郷初任檢注封拜	本郷文書
45	貞和元・11・17 (1345)	左兵衛督源朝臣 御判 (奥上)	A	伊勢国茂永小泉御厨雑掌 (勝)	今河式部大夫 (負)	伊勢国茂永小泉御厨押妨	地藏院文書
46	貞和元・12・17 (1345)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	A	尊勝寺法華堂領雑掌良成 (勝)	地頭安東千代一丸 (負)	美作国英多保河北年貢封拜	岩田左平氏所藏文書
47	貞和元・12・17 (1345)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	A	東寺雑掌光信 (勝)	地頭市河兵庫助助行 (負)	安芸国三田郷年貢押留	東寺百合文書
48	貞和2・2・27 (1346)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	A	園城寺所司等 (勝)	一原孫二郎、逸見弥四郎入道等 (負)	石見国久利郷押領	密井文書
49	貞和2・3・7 (1346)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	A	高山寺方智院領雑掌元進 (勝)	地頭真壁小太郎政幹以下輩 (負)	美濃国小木曾庄檢注勅料・ 年貢押留	前田家所藏文書
50	貞和2・4・7 (1346)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	B	尾張国真清田社神官 (和与)	安威新左衛門尉性連 (和与)	尾張国今寄庄内神田島等	久我家文書
51	貞和2・6・17 (1346)	左兵衛督源朝臣 在御判 (奥上)	A	領家久我前太政大臣家雑掌玄運 (勝)	地頭村田阿波前司政盛法師<法名 仏性>子息阿波守朝光 (負)	尾張国海東上庄内太山寺郷 所務二濫妨、年貢未進	久我家文書
52	貞和2・7・19 (1346)	御判 (袖)	B	三浦下野前司貞宗法師<法名道 祐>代頼円 (勝)	武州金沢称名寺雑掌持円 (負)	越後国奥山庄内金山郷 (禪律方ニテ審理)	三浦和田文書
53	貞和2・9・17 (1346)	左兵衛督源朝臣 御判 (奥上)	A	因幡国安井保内新興寺別当権律師 幸舜 (勝)	同保三分二地頭青木六郎左衛門尉 実俊 (負)	伐取山木致特獵以下狼藉 (公家武家御祈禱所)	新興寺文書
54	貞和2・9・19 (1346)	左兵衛督源朝臣 御判 (奥上)	B	臨川寺領加賀国大野庄雑掌行盛 (勝)	同国倉月庄地頭棋津右近藏人能直 代円行 (承諾)	堺	天竜寺文書
55	貞和2・9・27 (1346)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	A	最勝光院領雑掌定祐 (勝)	同郷一分地頭原熊伊豆丸 (負)	遠江国原田庄内細谷郷年貢 刈押 (捍)	東寺百合文書
56	貞和2・9・27 (1346)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	A	長講堂領雑掌行慶 (勝)	守護代厚東太郎左衛門尉武直 (負)	長門国阿武郡濫妨	熊能文書
57	貞和2・10・7 (1346)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	B	走湯山密藏院雑掌通性 (勝)	曾我遠江権守時信子息鶴壽丸代久 俊 (負)	土佐国介良庄仲瀬田郷以下	田中教忠氏所藏文書 (鎌目裏花押了り)
58	貞和2・10・7 (1346)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	A	最勝光院領雑掌定祐 (勝)	同郷一分地頭金子孫次郎忠繼 (負)	遠江国原田庄内細谷郷年貢 刈押 (捍)	東寺文書射
59	貞和2・10・27 (1346)	左兵衛督源朝臣 在御判 (奥上)	A	御室雑掌良勝 (勝)	一分地頭湯浅八郎左衛門尉法師道 暁 (負)	紀伊国浜仲南庄押領	仁和寺文書

60	貞和2・10・27 (1346)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	A	最勝光院領雜掌定祐 (勝)	原箱熊丸 (負)	遠江国原田庄内細谷郷乃實 扣留	東寺文書射
61	貞和2・10・27 (1346)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	B	米積法橋定教 (負)	園城寺所司等 (勝)	近江国山賀庄内榎江村 (建武4年寄付、非職身)	密井文書 (継目裏花押アリ)
62	貞和2・10・27 (1346)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	(前欠)	(雜掌)	(地頭知情)	下地(地頭知行)、年貢 (結解ヲ遂テ完済)	一乘院文書
63	貞和2・12・17 (1346)	(花押) (袖)	A*	小早河左衛門次郎直平 (本領収公、播磨局へ充行フ)	播磨局	安芸国沼田新庄和木村一方 地頭職	小早川什書
64	貞和2・12・17 (1346)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	A	高雄神護寺雜掌尊隆 (勝)	高野惣執行舜道 (負)	紀伊国埴田庄押妨	尊経閣古文書纂21 (神護 寺文書)
65	貞和2・12・17 (1346)	(花押) (袖)	A	熊谷小四郎直経 (勝)	伯父熊谷有直後家臣智阿 (負)	安芸国三入本庄内門田屋敷 一所高屋名内田畠押領	熊谷家文書
66*	貞和2・12・19 (1346)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	A	造東大寺領雜掌定祐 (勝)	東福寺雜掌真賀 (負)	周防国下得地保檢注	東大寺文書樂1-28
67	貞和2・12・27 (1346)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	A	禪林寺新熊野社領雜掌定元 (勝)	摂津右近大夫將監 (負)	尾張国門真庄三腰村内八ヶ 名畠地屋敷押領神用等扣留	若王寺神社文書
68	貞和3・3・7 (1347)	左兵衛判 (奥上)	A	宝莊嚴院領雜掌定祐 (勝)	当庄地頭佐々木大夫判官氏頼 (負)	近江国三村庄年貢扣留	東寺百合文書追加購入分
69	貞和3・3・17 (1347)	御判 (袖)	B	三浦和田三郎左衛門尉茂助代道日 (勝)	漆原又六左衛門尉兼連 (負)	阿波国勝浦山地頭職	中条家文書
70	貞和3・4・7 (1347)	(花押影) (袖)	B	長井甲斐守貞泰法師<法名仁源> 代頼持 (負)	遠山加藤次朝廉法師<法名党心> 孫子弥次郎景房代心光 (勝)	美濃国遠山庄手向郷地頭職 (仁政方、恩賞方、内談)	遠山文書
71	貞和3・4・7 (1347)	(花押) (袖)	B	花山院家雜掌重慶 (勝)	佐々木中務丞実清女子源氏代行重 賀 (負)	美濃国富永庄内伊佐見郷年 貢	反町茂雄氏所蔵文書
72	貞和3・4・17 (1347)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	A	蓮華王院領雜掌有喜 (勝)	当庄内大加賀村一分地頭尼空仙 (負)	出雲国加賀庄<領家水無瀬 三位>年貢扣留	水無瀬神社文書
73	貞和3・7・7 (1347)	(花押) (袖)	A	金子大藏左衛門尉親定 (勝)	守護代額斎藤四郎用家 (負)	加賀国田上郷一方地頭職押 領	石川県立郷土資料館所蔵 文書
74	貞和3・7・27 (1347)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	A	松尾社領雜掌定勝 (勝)	下司八木弥次郎盛義 (負)	丹波国桑田神戸田濫妨	松尾神社文書
75	貞和3・8・27 (1347)	御判 (袖)	A	内藤左衛門尉教泰 (勝)	当所公文良尊・親家等 (負)	安芸国高田原地頭職(下知 違背、合戦ニ及テ、檢断方へ)	内藤家文書
76	貞和3・11・7 (1347)	(花押) (袖)	A	熊谷小四郎直経 (勝)	新野彦四郎入道道意・孫女藤原氏 同夫三吉岩崎六郎 (負)	安芸国三入本庄三分一地頭 職押妨(不及請文)	熊谷家文書
77	貞和4・8・27 (1348)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	A	近江国田根庄内丁野郷院米雜掌定 尋 (勝)	則宗名地頭狩野藤三郎入道 (負)	年貢扣留	久我家文書
78	貞和4・8・27 (1348)	左兵衛督源朝臣 御判 (奥上)	B	高野山大塔領雜掌勝円 (和与)	同庄桑原方地頭大田美作七郎左衛 門尉顯連代重光 (和与)	備後国大田庄年貢以下	高野山文書
79*	貞和4・10・9 (1348)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	A	東福寺雜掌 (勝)	波祓五郎左衛門尉時継 (負)	石見国都野郷濫妨	尊経閣古文書纂12 (東福 寺文書)

80	貞和4・10・17 (1348)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	A	領家日野兼壽兼掌慶清 (勝)	当内永野小高地頭安芸藏人三郎 貞敏 (負)	周防国仁保庄初任検注抑留 (惣領承伏)	三浦家文書
81	貞和4・12・7 (1348)	判 (袖)	A	斎藤彦三郎秀定 (勝)	惣領斎藤三郎左衛門尉貞基 (負)	近江国朝日郷内久米名田島 押妨	祇園社記
82	貞和4・12・7 (1348)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	C*	駿河国志太郷・出羽国上溝布曝、尾張国日置庄、近江国広瀬庄 (号小賀)、越後国比角庄袋奈、伊予国田野郷五分一ノ各地頭職			東京大学史料編纂所所蔵 文書(継目裏花押アリ)
83	貞和4・12・27 (1348)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	A	感心院巫女松鶴 (勝)	当国御家人松原兵衛尉貞朝 (負)	摂津国金心寺田島濫妨	狹野由之氏所蔵文書
84	貞和4・12・27 (1348)	(花押) (袖)	(下欠)	三浦和田四郎兵衛尉茂美 (勝)	和田又二郎入道聖貴 (負)	越後国奥山庄高野郷内田地 9反半 (後欠) 押領	三浦和田文書
85	貞和5・5・28 (1349)	左兵衛督源朝臣 御判 (奥上)	A	大覚寺聖無動院院領兼掌宗祐 (勝)	吉礼本渡等郷々地頭小倉十郎、神保弥二郎、粉河寺住僧以下 (負)	紀伊国三上庄年貢抑留	東寺百合文書コ
86	貞和5・閏6・27 (1349)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	A	禅林寺新熊野社領兼掌円覚 (勝) (康永4年4月6日寄進)	船越又次郎定倫子息弥次郎秀定 (負) (貞和3年12月9日下文)	淡路国由良庄地頭職 (替へ先立其沙汰畢)	若王寺神社文書
87	貞和5・閏6・27 (1349)	左兵衛督源朝臣 (花押) (奥上)	A	東寺兼掌光信 (勝)	那波浦地頭海老名源三郎、佐方浦 半分地頭七澤左衛門太郎等 (負)	播磨国矢野庄例名内那波 浦・佐方浦領家職押領	東寺百合文書セ

(備考) 1：番号の欄の*は、新たに確認したものであることを示す。

2：事書類型のうち、Aは「○○申◇◇事」の形式、Bは「○○与◇◇相論△△事」の型式、CはAB以外の形式であることをそれぞれ示す。

3：事書類型の*は、書止め文言が「下知如件」以外であることを示す。

4：No59は田中稔氏「仁和寺文書拾遺(続)」(『古事類苑』月報26, 1969年)に所収。ここでは、奈良国立文化財研究所所蔵写真真版により確認した。文書閲覧に際しお世話いただいた同研究所および同所綾村宏氏にお礼を申し上げる。特に綾村氏には文書閲覧に便宜をはかっていただいただけでなく、未見であった田中氏論文をFAXにてお送りいただいた。ここに明記して深甚なる謝意を表する次第である。

5：No66は東大寺図書館所蔵写真真版による。閲覧に際しお世話いただいた同図書館にお礼を申し上げる次第である。

6：No79は東京大学史料編纂所所蔵写真真版による。閲覧に際しお世話いただいた同所および同所山口準正、小宮木代良両氏にお礼を申し上げる次第である。